札 障 第 2447 号 平成 23 年 (2011 年 ) 9 月 20 日

## 共同生活援助 各 共同生活介護 運営法人代表者 様

札幌市保健福祉局 自立支援担当課長 高橋 みゆき

グループホーム・ケアホームに係る家賃補助(補足給付)の取扱いについて

平素より本市障がい福祉行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。標記の件について、既にお知らせしているとおり、平成23年10月からグループホーム・ケアホーム(以下「グループホーム等」という。)の入居者に係る家賃の一部を補助するために、特定障害者特別給付費(以下「補足給付」という。)の支給が始まります。つきましては、補足給付の取扱いについては下記のとおりといたしますので、貴法人内の関係職員に御周知願います。

記

#### 1 補足給付額の確認方法

補足給付の対象者については、障害福祉サービス受給者証に給付上限額が記載されていますのでご確認ください(別紙参照)。なお、受給者証については、政省令の公布後に発送いたします(9月下旬予定)。

#### 2 代理受領等の説明

補足給付の支払いは、本体報酬と同様に事業所による代理受領となることから、利用者に説明を行い、同意を得てください。また、事業所が徴収する 10 月分以降の家賃については、補足給付額を差し引いた額が限度になります。

(改正案による『障害者自立支援法に基づく指定障害者福祉サービス事業等の人員、設備及び運営 に関する基準』(以下、「指定基準」という。)第 143 条第 2 項 )

#### 3 補足給付額の請求方法

グループホーム等に係る本体報酬と併せて北海道国民健康保険団体連合会に電子請求を行ってください。なお、10月分の補足給付は12月に支払われます(以降、本体報酬と同様に2ヶ月遅れで支払いがなされます)。

#### 4 家賃額の変更

共同住居の家賃を変更する場合は、利用者の同意を得るとともに、運営規程の変更が必要となることから。北海道への届出が必要になります。

(指定基準第143条第5項及び障害者自立支援法第46条第1項)

### 5 その他

補足給付の申請は任意となっていますが、制度創設の趣旨を踏まえ、事業所においても積極的に制度利用を支援するようお願いします。なお、事務が煩雑になる等の都合により、一律申請させない等の行為は、厳に謹んでください。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市障がい福祉課給付管理係 担当:荘司 011-211-2938 Fax 011-218-5181 E-mail sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp

# 〔受給者証第7面イメージ〕

(七)														 補足給付額を確認	
利用者負担上限月額に関する事項は関する事項に関する。															実際の家賃がこの額を下回る月は、実際の家賃
利		者負別合	負担		1割	J	利用者負担 上限月額								下回る月は、美際の家員 額が補足給付対象額 
特定障害者特別給付費												<u>* * .</u>	]		
特定阿	章害者	特別	給付費	(共同	生活介	·護·扌	共同生活	援助	)	月	客	<b>[</b>	10,00	0円	
社会福祉法人等による軽減措置の適用「」															1
適	月	月	年	F	3	日		平月	戊2	3年	1 (	月	1日から		]
特	記	事	項			•									]
負担額改定欄													市町村記	忍印	]
	利	用者	負担	旦上	限月	額									
	特別	定障	害者	特別	<del> </del> 給付	費		*	*	*	*	*			
			害 者舌介護					*	*	*	*	*			
	食	事	提	供	体	制	加	算	対	多	Ŕ	者			
	特		記	事	1	項									
													市町村舗	忍印	
	利	用者	負担	旦上	限月	額									
	特別	定障	害者	特別	<del> </del> 給付	費	日額	*	*	*	*	*			
			害 者舌介護				月額	*	*	*	*	*			
	食	事	提	供	体	制	加	算	対	多	Ŕ	者			
	特		記	事	<b>-</b>	項									]
特記	事項	Į													